

京都市告示第383号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成24年12月26日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
七味六兵衛	京都市上京区御前通下立売下る下之町404番1(一部)
北岡邸	京都市上京区榎木町通油小路西入西山崎町236番2
田中邸 (近江屋吉兵衛)	京都市下京区室町通五条下る大黒町212番 鍵屋町通烏丸西入鍵屋町326番1, 327番1
千歳邸	京都市伏見区阿波橋町401番, 402番(一部)

(都市計画局都市景観部景観政策課)